○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田一丁目四八〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月八日

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	十七号
㈢　道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市竹俣字前田一八一番一から同市四十日字南原二八七九番一まで	前	B　一三・六〇～一八・〇〇（メートル）	四・八六六（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・六〇～一八・〇〇 B・C　一八・〇〇～九一・九〇	四・八七一 三・六二二	

㈣　図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	十七号
㈢　道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市野江甲九五番から魚沼市虫野字東浦四一五番二まで	前	B　一〇・二〇～一三・七二（メートル）	四一・二〇〇（メートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一〇・二〇～一〇・五〇	五・七五六（キロメートル）	
	後	B・C　一〇・五〇～一〇三・〇〇	六・四〇九	
			六・五七五	

㈣　図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

中部地方整備局長　梅山　和成

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	二十三号
㈢　道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊勢市楠部町字柳谷一六一番九から同市楠部町字月ケ峰一七五番二四まで	前	三五・〇〇～六七・〇〇（メートル）	一四〇・一（キロメートル）
	後	三〇・〇〇～六〇・〇〇	一四〇・一

㈣　図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	二号
㈢　道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市長田区腕塚町九丁目四一番から同市西区平野町中津字小東山一二八九番一〇七まで	前	A　一〇・一八～一九・四〇（メートル）	二四・六三三（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一九・〇〇～二三・〇〇	一四・九一五	
		C　二三・〇〇～三六・〇〇	一六・七〇	
		D　三六・〇〇～四六・〇〇	四・二四	
		E　四六・〇〇～七七・〇〇	四・〇七九	
	後	A　一〇・一八～一九・四〇	二四・六三三	
		B　一九・四〇～二三・〇〇	一四・九一五	
		C　二三・〇〇～三六・〇〇	一六・七〇	
		D　三六・〇〇～四六・〇〇	四・二四	
		E　四六・〇〇～七七・〇〇	四・〇七九	

㈣　図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間
五十六号	高知県幡多郡黒潮町入野字横ノ浜七三二一番一から同町入野字横ノ浜七二九三番一まで

図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月八日